

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和2年3月24日（火）
午前10時02分～午前11時47分
場 所： 第1委員会室

出席委員 (7人)	委員長	松田 だいすけ	副委員長	板橋 茂
	委員	安齊 きみ子	委員	しのづか 元
	委員	藤條 たかゆき	委員	あらたに 隆 見
	委員	折戸 小夜子		

出席説明員	企画政策部長	藤浪 裕 永	行政管理課長	小柳 一成
	総務部長	渡邊 眞 行	人事課長	本多 剛 史
	市民経済部長	鈴木 誠	課税課長	赤松 勝 也
	経済観光課長	宮崎 武		

案 件

件 名	結 果
1 2陳情第1号 日米貿易協定第2段階・日中韓FTA・RCEP等のFTAの交渉中止を求める意見書を国へ提出することを求める陳情	不採択
2 2陳情第2号 種苗法改定案の今国会への上程ないし今国会での採決を行わないよう求める意見書を国に提出すべきことに関する陳情	不採択
3 第26号議案 中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4 第25号議案 多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5 第20号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6 第16号議案 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について	可決すべきもの
7 第17号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について	可決すべきもの
8 第18号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	可決すべきもの
9 第22号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
10 第23号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
11 第24号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
12 特定事件継続調査の申し出について	決定

午前10時02分 開会

松田委員長 　　ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

　　本日の委員会は、議会運営委員会での決定に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から会議時間の短縮を図るため、協議会については資料の配付のみとし、口頭での説明は後日適宜行うものとするを報告する。なお、本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

　　それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

　　まず日程第1、2陳情第1号 日米貿易協定第2段階・日中韓FTA・RCEP等のFTAの交渉中止を求める意見書を国へ提出することを求める陳情を議題とする。

　　なお、2陳情第1号については署名の追加があったので事務局より報告させていただく。

中島議会事務局長 　2陳情第1号については、当初の署名は15名であった。本日までに署名の提出で1名追加があった。合計で16名である。

松田委員長 　　本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 　　ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

　　発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言願う。それでは氏名を言われてからご発言願う。

陳情者（豊間根香津子氏） 　豊間根香津子である。時間をありがとう。これをこのまま読ませていただく。

　　多摩市もご多分に漏れずシャッター商店街だらけである。原因は98年に零細小売店を守るための大店法を廃止したことにある。ところが、その後大規模店も不振に陥った。例えばトイザラスが閉店した等である。こう

なった理由というのは、①A社とあるが、Amazonひとり勝ち状態の通販隆盛に消費税の創設や税率値上げ、それから③貧困化。この貧困化の原因は99年以降労働者保護法、労働者保護規制を緩和し、人材派遣を自由化、日雇い派遣まで解禁したことである。その結果正規雇用が減り、時給が下がり、全世帯の貧困化が進み、若年層が結婚や第2子出産に踏み切りにくくなり、少子化が進行しているのである。結婚、育児、教育は当事者にとって負担であると同時に社会経済の視点からは大きな消費機会だと思うのに、こういうことがGDPの伸びないことにも貢献してしまっていると思う。

重大なのが、大店法廃止や労働法制緩和が米国からの対日年次改革要望書に従ったものだということである。この要望書は、その後のTPP、それからこの前第1段階が1月1日に発効してしまった日米FTAに連なるものである。これは外見上は米国政府がしている要求のように見えるが、その背後にグローバルな金融各社企業が存在する。そうした新自由主義推進勢力は一層の利益拡大のために国境を越えたモノ・サービスの取引、これをマスコミでは貿易と言っているわけであるが、貿易の自由化を進めたいのである。自由化というのは、自由というのはすばらしい言葉であるから幻惑されてしまうのだが、実はこういうグローバル企業が何をしようとしているかということ、各国が自国民の生命や健康を守るために設けているいろいろな規制を緩和させ、撤廃させようとしているわけである。これが自由貿易の自由の内実である。こういう志向が明確にあらわれているのがISD条項である。例えば韓国は、韓米FTAにISD条項を置いたばかりに、例えばCO₂排出量が少ない自動車に補助金を出すという法律を、排出量が大きい米国製自動車を改造しないまま韓国に売りたい米国自動車企業からISD条項に基づき損害賠償を請求されることになるのを恐れて制定を延期する羽目になった。このように一国の法律、もちろん自治体の条例も含めて、もっと言えば憲法さえ無にできるとんでもない主権侵害が貿易自由化の名のもとに全世界で行われてきている。

新自由主義勢力は99%からできるだけ利益を吸い取ることで肥えてきている。新自由主義は富裕層のための減税を一つの特徴とする。逆進性が

高いと言われる消費税創設やその税率引き上げは、貧困層のほうが消費性向が強いために総体としては99%の富を富裕層に移転することになるので、言葉としては増税でも新自由主義の志向にぴったりかなうものである。また、他の旧来の小売店を食って急成長しているAmazonが、ペーパーカンパニー創設や条約あさりにより、どこの国にもほとんど租税を納めていない。多摩市にも、多摩市にわずかな交付金を付与している国にも、新自由主義の規制緩和、富裕層用減税、貿易自由化、民営化も特徴とする。民営化特にコンセッションは、箱の所有権は自治体等に留保し、つまり大規模災害時などの改築費用負担リスクなどは事実上自治体に負わせつつ、長年税金を注いできたインフラからの収益収受権や、やはり税金で育ててきたノウハウを私企業に移転してしまうことである。その結果、消費者の安価で安定したサービスを受ける権利より、受託企業株主の配当が優先され、経営内容の開示がおろそかにされ、料金だけが上がることになる。こうした99%の犠牲における富裕層の一層の富裕化が、まだ内容が秘匿されているTPP11、4月末、1カ月後には開始される日米貿易協定FTAフリートレーダーアグリーメント第2段階の交渉や、日中韓FTA・RCEPによりますます加速する危険性がある。こういう規定の中には政府調達の項が入っていて、多摩市も例えば水道民営化をもしさせられることになった場合に、ベオリアなどのために入札文書をフランス語で書けと言われるおそれもある。こういう本当にとんでもない協定であるから、国にぜひ進めないように言ってくれるようお願いする。時間をありがとう。

あと、署名が少ないのは、マスコミに取り上げられていなくてほかの方たちが知らないからだということにご留意願う。

松田委員長

以上で市民発言を終わる。

本件は、貿易自由化による格差増大をとめるため日米貿易協定第2段階・日中韓FTA・RCEP等のFTAの交渉を中止するよう市議会として関係機関へ意見書の提出を求めるものである。よって、陳情内容への賛否、また議会としての意見書提出の賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 松田委員長 ご異議なしと認める。これより意見交換を行う。意見はあるか。
- 安斉委員 多摩市のことに触れて書かれている箇所があるが、私自身はこの確認ができなかったというか、わからない。皆さん方はどうだったのか。
- 藤條委員 私は総務契約課に聞いてみた。この陳情の中で多摩市がかかわってくる
とすると、この仕様書の文章が日本語のみではなく英語、フランス語、韓
国語、中国語で書かなければいけないというご懸念があるということだ
たので、こういったことがあるのかを総務契約課に確認したが、現状多摩
市ではそういう考え方ではない、今現在そういう動きをするつもりはない
というご答弁をいただいた。
- 板橋委員 その点では、I S D条項でそういったことまで要求してこられてもおか
しくないという文章であるから、否定はできないし、可能性としてなきに
しもあらずという点で受けとめる必要があるかと思っている。しかし、こ
の中で99%の利益が富裕層に行くというのは間違いで、1%の富裕層と
99%の庶民というか国民という形で見るとはありますが、その99%の利益
が全部富裕層に行くというわけではないと思うので、そういった点が少し
気になってはいる。
- 松田委員長 ほかにご意見はあるか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 松田委員長 意見がないようであるので、これをもって意見交換を終わる。
これより討論に入る。意見・討論はあるか。
- 安斉委員 2陳情第1号 日米貿易協定第2段階・日中韓F T A・R C E P等のF
T Aの交渉中止を求める意見書を国へ提出することを求める陳情について、
趣旨採択の立場から意見を述べる。
- T P Pや日米F T Aが非常に不平等貿易だということは理解するし、そ
れにつながるのが日中韓F T AやR C E P、これは東南アジア地域包括的
経済連携と言って、日本・中国・韓国・インド・オーストラリア・ニュー
ジーランドの6カ国を含めると計16カ国で進める構想だと思うが、私は
これを認めるわけではない。ただ、陳情文が非常に複雑というか煩雑で、
私自身は大変理解に苦しんだ。特に多摩市に関することが書かれている箇
所が幾つか出てきているが、事実がつかめなかったというのが実感である。

それで、この陳情者の願意に沿う意見書提出は難しいと考えて趣旨採択とする。ただし、多国籍企業の利益拡大優先、貧富の格差を広げる自由貿易一辺倒の政策転換が必要だという意味も酌み取ったし、また各国の経済主権や食料主権を尊重したお互いに平等、対等、そういう経済発展が求められるというところでは共感を呼ぶところである。以上述べて趣旨採択とする。

板橋委員

2陳情第1号 日米貿易協定第2段階・日中韓F T A・R C E P等のF T Aの交渉中止を求める意見書を国へ提出することを求める陳情について、趣旨採択の立場で討論する。

本来ならば本陳情は採択すべき陳情である。今世界では新自由主義と貿易拡大一辺倒の政策とともにT P P環太平洋経済連携協定やN F T A北米自由貿易協定、日欧E P A経済連携協定等が次々に結ばれ、メガ経済連携と言われる状況にある。一方、各地でそれに対する国民の批判・抵抗が強まっている。それは際限のない市場開放が多国籍企業を潤し、競争を激化させ、中小企業や家族農業を衰退させ、貧富の格差拡大や地域経済衰退の大きな原因になっているからである。陳情者はI S D条項の危険性も韓国を例に述べているが、I S D条項は投資家対国家の紛争解決制度とは言いが、国の主権より多国籍企業の利益を上置く主権侵害として厳しい批判が起きている。R C E P東アジア包括的経済連携交渉では、日本政府が多国籍企業優先のI S D条項等を参加国に押しつけようとしている。経済外交をめぐる今大事なことは、世界に起きている貧困の拡大と多国籍企業少数の富裕層への異常な富の集積というゆがみと関税の撤廃や貿易障壁として撤廃・緩和を強行してきた自由化貿易偏重市場原理一辺倒の政策を全面的に検証し、国民的立場で見直すことである。そうしたことから陳情者の心情はよくわかる。しかし、この陳情書は公に扱われるものである。その点では、例えば玩具店の閉店の原因とおぼしきとか、総体としては99%の富を富裕層に移転することになるなど、不確かな文章が散見されることが残念である。そうしたことから趣旨採択とする。

あらたに委員

2陳情第1号 日米貿易協定第2段階・日中韓F T A・R C E P等のF T Aの交渉中止を求める意見書を国へ提出することを求める陳情とある。

そもそも日本は天然資源に乏しい国で、日本国内だけで外国から物を輸入しないでは生きていけない国であるということがあり、また主力の生産人口がかなり減ってきている。こういう中でやはり外国との貿易をきちんとやっていかないと日本国が成り立たなくなっていく。そういう中で今交渉自体をやめてしまうことは、今後の日本の将来には大きな痛手となってくる可能性がある。あくまでも国益を重視した交渉をしながら、この貿易がしっかりできるような国づくりをやっていくことが大事な視点だと私は思っているので、不採択とさせていただきます。

松田委員長 ほかに意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、趣旨採択すべきものという意見が2名、不採択すべきものという意見が1名である。よってこれより2陳情第1号 日米貿易協定第2段階・日中韓FTA・RCEP等のFTAの交渉中止を求める意見書を国へ提出することを求める陳情を挙手により採決する。本件は趣旨採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

松田委員長 挙手同数である。よって多摩市議会委員会条例第14条の規定により、委員長において本件に対する裁決をする。本件について委員長は不採択すべきものと裁決する。よって本件は不採択すべきものと決した。

続いて日程第2、2陳情第2号 種苗法改定案の今国会への上程ないし今国会での採決を行わないよう求める意見書を国に提出すべきことに関する陳情を議題とする。

なお、2陳情第2号については署名の追加があったので事務局より報告させる。

中島議会事務局長 2陳情第2号については、当初の署名はなかったが、本日までに署名の提出が74名あった。よって合計で74名である。

松田委員長 本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長

ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言願う。それでは氏名を言われてからご発言願う。

陳情者（豊間根香津子氏） 豊間根香津子である。資料であるが、議会事務局の方からお聞きいただいたかもしれないが、このように写真入りの映画の中身紹介と、韓米FTAでの韓国の事例が3ページ、それから新潟県議会がやはり新自由主義の政策である水道民営化はよくないという意見を国に出したときの意見書を付している。種苗法も1つ目の自由貿易と全く同じ問題で、誰が種苗法改悪を求めてきているのかというと、これはモンサントのようなグローバルな種子企業である。モンサントを含めて多くの種子企業が今合併後3つあるのだが、その3つが世界の種子市場の7割を占めてしまっていて、しかもその種子企業が遺伝子組み換え企業でもあり、また農薬を売りたい企業でもあるという状態である。では、時間の間に理由を読ませていただく。

多摩市でも他自治体と同様子供のアレルギーや発達障害の増加が問題になっている。この資料に詳しく書いているが、例えば自閉症は腸の問題と非常に関係があり、その腸にリーキーガット穴あき症候群をもたらすのが遺伝子組み換えの食品だということが言われている。これもマスコミでは言われていないことで、お聞きになったことがない方もおられるかもしれないが、本当に重大な問題だと思う。私の子どもが小さいころにはこれほど発達障害が多くなかった、授業が成り立たない状態ではないか。このようなことでいいのかということである。そのことは、実際に家畜を飼っている農家、子どもが自閉症になってしまった親の談話から明らかになっていることで、遺伝子組み換えの飼料あるいは人間だったら食べ物を避けるようになったらよくなった、逆にふだん遺伝子組み換えでないものを食べている人が、あるいは家畜がたまたま手に入らなくなって遺伝子組み換えのものを食べるようになったら急にぐあいが悪くなったということが起きているということである。こういう調査さえ日本で行われていない状態で

あるから、アメリカやインドなどの状況をこの映画で知らせている。その映画をお知らせするしかなかった。予防原則を重視する理由あるいはインド、中南米、中国、ロシアが遺伝子組み換え作物を排除し始めているのに、日本だけそういう動きがないので、こういう遺伝子組み換え種子企業にとっては、もう本当に日本人の胃袋が狙われているわけである。これでいいのかということである。こうして日本人の病気がますますふえていった場合に今度モンサントはバイエルの一セクションになっているわけであるが、バイエルのような製薬企業が今度病気になった日本人に薬を売るという構造になっていてマッチポンプである。このような状況を許していいのかということである。最初に言ったように種苗法の改悪も、大きな種子企業が日本の田畑を独占して、しかもそこで遺伝子組み換えあるいはそれとほぼ同じものであるゲノム編集の作物をつくらせて、それを高い値段で売ろうと、独占すればそれが可能になるから、何年先になるかわからないが、種苗法改悪というのはそういうこと起こりかねない問題である。

肝心の種苗法改悪の中身であるが、今までは次世代が普通できないと言われていたF1の種でも、1年2年3年つくっているときちんと実がなるようになるのだそうである。農民の方に聞いたのだが、そういう場合にいちいち種代を出さなくて済んでいたのが、育成者権登録がされてしまうと、農民が自家増殖に毎年金を払わなければならなくなる。零細農家が潰れていく。下町ロケットで描かれたような大きなトラクターを広い土地で5Gで運転するような農業が夢のように言われているが、日本はそういう農業ではなく中山間地の零細企業が大事なわけである。中山間地の農家が森林の間伐などをしながら頑張ってくれているから景観も維持されるし、あるいは降った雨や雪がどっと流れ下らないで済んでいるわけではないか。そういう国土全体の維持、それから食料安全保障、国民の健康を考えあわせた場合に、この種苗法改悪、外資系の種子企業から言われたことが日米合同委員会においてきて、その日米合同委員会が今度経済産業省に言って、経済産業省が今度経済産業省のいわば配下になってしまっている農林水産省に言ってきて、農林水産省がしょうがなしにこういう案をつくるという状況で、このようなものを許していいのかということである。与党系

の方も維新の方も本当にこれでいいのかをぜひ考えてほしい。お願いする。

松田委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について現在の市の状況や考え方など市側から報告等あったらお願いする。

鈴木市民経済部長 簡単に種苗法の法律の概要だけお話しさせていただければと思う。詳細については宮崎経済観光課長からご説明をさせていただく。

宮崎経済観光課長 それでは、種苗法について説明する。種苗法は植物の新品種の創作に対する保護を求めた法律で、1998年5月に公布されたものである。植物の新たな品種の創作をした者は、その新品種を登録することで植物の新品種を育成する権利・育成者権を占有することができる旨が定められているものである。育成者権における権利の形態は、特許権や実用新案権の仕組みと非常によく似ており、例えば優先権や専用利用権、通常利用権、裁定制度、職務育成品種など多くの共通点を有している。品種登録の有効期限は野菜で20年、樹木などについては、永年植物は25年となっている。説明は以上である。

松田委員長 これより質疑に入る。質疑はあるか。

あらたに委員 今国会で提出される法案として、私の認識では検査基準を新たにつくっていくというような意味合いの法案だったかと思っているが、市はどのように認識しているのか。

宮崎経済観光課長 今回の改正のポイントであるが、これまで農家は原則として登録品種の自家採種が認められていたが、今後は農家でも、育成者権が認められている登録品種は自家増殖が禁止される。そこが今回の種苗法改正のポイントと認識している。

安斉委員 今度改正されようとしていることも含めて種苗法とその前の種子法、これはもう廃止されてしまったが、その違いがあると私は思うが、その点について市に見解があれば伺いたいと思う。

宮崎経済観光課長 種子法であるが、先ほど種苗法については説明をさせていただいたが、種子法は正式には主要農産物種子法というもので、2018年4月に廃止となった法律である。主要農産物とは米、麦、大豆を指しており、主に米

を対象とした法律である。第2次世界大戦後の食料増産を図るために定められたもので、日本の農産物である米を守るために国が米の種を管理した。また国は都道府県に米、麦、大豆の種子の生産普及を義務づけた。戦後目的が達成されたとして廃止された法律で、今まで米の種をつくることが許されていなかった民間企業も参入できるというものである。そういうことで、先ほどの種苗法はどちらかというの特許的なものと似ているところが違う形になっている。

鈴木市民経済部長 種子法の補足をさせてもらおうと、いわゆる種子法の法律の対象としては米と麦と大豆で、それ以外のいわゆる野菜といったものは一切カバーしていなかったところが大きなポイントになる。

折戸委員 そうすると、今回の改正については野菜等のいろいろな品種そのものも全部品種そのものも全部包含されていくことになるのか。

宮崎経済観光課長 種苗法については、登録品種で認められたものが全て対象となる。したがって、野菜や樹木も含めているが、そういう登録された品種が対象である。

折戸委員 登録された品種はどのくらいあるのか。

宮崎経済観光課長 数までは私ども把握していない。

折戸委員 例えば野菜類などがあった場合は、規定されてしまうと、その種を例えば普通我々農業をやっていたときは、自分でまいて、収穫して、次の年のいい種を取って、そして次に進めていくというのを私たちずっと長年農耕民族でやってきて、やはり農業のあり方だと思うが、こういうものが登録されてしまうと自家製の種を勝手に使ってはいけないことになってしまうのか。要するに種苗法の規定の中にそういうことが包含されてしまうのか。

宮崎経済観光課長 今のところでは、新品種を開発した場合にそういう登録をするもので、既存のものを登録するという意味ではなく、あくまでも開発したものの知的財産権を守るというものである。例えば古来からある在来の種、あとは野菜で言うと登録されても20年を経過するとそれが切れてしまうので、そういったものについては今の種苗法の規定から外れる。したがって、例えば平成の頭ぐらいに開発されたものについてはもう切れているので、それは種取りをしても大丈夫だという話である。

安斉委員

この問題の本質は、いわゆる種子法が廃止されて、国の義務がなくなったことだと思う。先ほど主要農産物、米、麦、大豆とたしか言われたと思うが、特に米は、日本列島は非常に長いので多様な種を国も守り、そして地方自治体の出先機関もしっかりとそれを守って種子の開発がされていって、米の味わいも違えば、本当に地域にとっておいしい米ができていくようになった。ところが、これが廃止された背景には、やはり民間企業の関心があるわけである。それは安定供給よりも利益優先で、しかも先ほど陳情者からあったように海外のいわゆる種を介して利潤を得ようとしているところ、その中には遺伝子組み換えの会社もあるというお話があったし、そういうところに狙いをつけたわけである。したがって、今回の種苗法がある意味で言えば種を育てる者の特許権を保護するものであり、その前の種子法で守られてきた国の責務のようなものは取っ払われてしまうところに問題があるのではないかと私は思うが、これは私自身が勉強した中での見解であるが、市の考えはいかがか。

宮崎経済観光課長 種子法と種苗法はまた全然別のものだと私は思っている。したがって、種子法は国が種を管理しているということであるし、種苗法はあくまでもその開発した方を守っているというところで、少し別のものである。先ほども言ったが、今回の種苗法の陳情で、基本的に在来種や固定種は自家採種が可能で、そこについてはあくまでも開発した人を守るというところでいくと、種子法とは少し観点が違うと考えている。

板橋委員

種苗法では開発した人の権利というような形で農家の人が使えなくなるような状況になる。もともと農業をする人たちは、毎年いろいろ改良しながら、花でも何でもそうであるが、それを自分たちの目標にしながらよりおいしいもの、よりきれいなものという形でやってきていたことが、こういう種苗法によってそれができなくなるのではないかという不安が非常に起きていくのではないのか。これではやはりやる気を起こさせなくなるし、本当に一部のそういう企業によって独占されるといった不安は本当に大きい問題である。だから、今まであった当たり前のことができなくなること自体やはり間違いで、こういった法律は絶対通してはいけないと私は思う。あわせて、種子法という点では今国が種子法を放棄した形で、各自

治体で従来の仕組みを守るために独自の種子条例を実際つくって頑張ってきているところもあるやに聞いているが、何かその点でご存じのところがあれば教えてほしい。

宮崎経済観光課長 種苗法の関係で、今のお話の中で農家が不安だという点についても、農協や農業改良普及センターの営農指導員からもいろいろ聞き取りを行って、実際のところ多摩市に限ってであるが、農家の自家採種は今あまりされていないところである。している農家も中には何人かいるが、もともと制限されていない在来種、あとは品種登録されていない品種で、影響はないと聞いている。

折戸委員 懸念されるということは、例えば米もそうであるし、大豆も麦もそうであるし、こういうことだとすると、種を開発したところを守ることになっている。そうすると、大量に農産物ができる、害虫にも強い、いろいろな気候にも左右されないという形で、ある特定の種会社ができ、その種をつくっているわけだろう。そうすると、その種を「それはいいな」と言って買ってやった方がいいが、まいたら来年はそこから種をとるのではなく、もう一回買わなくてはいけないことになるわけではないか。そうすると、今までやっていた農業のあり方が変化していくという不安があるわけである。要するに次々に絶対種を買わなくてはいけないということになっていくのがある。例えばアメリカ、あるいはアフリカの広い土地でいろいろな面で、種子法の中でも食べ物がなかなか手に入らないとき大量にそれをつくれるよと言ったときには、一見非常にいいように見えるが、永遠にその種を買い続けなくてはいけないという弊害が出てくるというのが裏にあると思う。だから、私は、日本の中でそれほど広いところではない、安齊委員も言われたように日本の狭いひよろ長い気候の変動があるところで、その産地を守って特殊性のあるものをつくっていくことが農家の楽しみでもあるし、あるいはおいしい生産物に対しての誇りにもなっていくのに、種をずっと買い続けなくてはいけないようになってしまうことが一番大きく今後の農業のあり方に懸念が出てくるし、説明文の中に自閉症の問題があったが、これはまだ明確に科学的に認知されているかどうかは別かと思うが、遺伝子組み換えなど懸念になるようなことが出てくる可能性もある。

そういう点では、次の世代に対して命を守っていくという点においてこの種苗法の改正については懸念があると私は思うが、そういう点で市は、多摩市は農業従事者が少ないが、そういう基本的な人間の命をつないでいくという観点から今の多摩市の農業を考えていく上で、この問題をどのように捉えているのか。

宮崎経済観光課長 繰り返しになるが、まず一つは、農家は今、多摩市においては種や苗を買っているのが基本的なところになり、種取りはもともとそれほどしていない。それがまず大前提にある。そういうところでさらに言うと、この種苗法は、先ほど「特許」という言い方をしたが、著作権に近いというところで、20年たつと切れてしまうわけである。20年たった品種は自由に使え、20年たっていない新しい品種について守られるのであるから、そういった意味で基本的に多摩市の農家において影響がないのは間違いないところだと考えている。ただ、よその大規模なところはわからないが、多摩市においては今影響がないことを確認している。

板橋委員 多摩市の場合は皆さん種を買っておられるということだったが、そういった著作権のような形でつくられた種、今、折戸委員も言われたが、その種が遺伝子組み換えでできた種という形で、世界中にそれしかないようになってきた場合、本当に食の安全という点では心配になるのではないかと。まさに買わなければいけないが、それは遺伝子組み換えの種しかないとなった場合、そういうところに委ねてしまうのではないかとという心配を感じるがどうか。

鈴木市民経済部長 その点については法規制の範疇に入るので、私どもが見解を申し述べるよりは、国できちんとそこはお考えいただくところになろうかと思う。

あと種苗法の改正について1点だけ今回の改正の目的で落としてしまったところがあるが、いわゆる海外への日本の種の流出防止という観点も入っている。いわゆる日本のブドウやイチゴが中国等の海外で生産されてしまっているというところでの知的財産の保護も規制の範疇に入れようと、一方でいうところはあるかもしれないが、まずそこが先ほどの説明で落ちていたところである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

本件は国産で安全性が高い農産物を入手する道を閉ざす種苗法改正案の今回の上程ないし今国会での採決を行わないよう市議会として関係機関へ意見書の提出を求めるものである。よって陳情内容への賛否、また議会としての意見書提出の賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。これより意見交換を行う。意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

安斉委員 2陳情第2号 種苗法改定案の今国会への上程ないし今国会での採決を行わないよう求める意見書を国に提出すべきことに関する陳情について、採択の立場から意見を述べる。

日本共産党多摩市議団は、2017年12月の代表者会議に種子を国民の共有財産として守るための新たな法律の制定を求める意見書(案)を提案した。残念ながら全会一致を見ず、意見書提出にはならなかった。2018年4月に主要農産物種子法が廃止されて以降、例えば長野県ではことし4月から県独自の種子条例が制定されて種子の生産・普及・保存・需給調整などに対する県の責任がより明確になった。良質な種の安定供給に欠かせないのが公的機関の役割である。なぜかという、種子法が生きていた時代には、この法律により稲、麦、大豆の種子の生産・普及を国が責任持って都道府県に義務づけ、農業試験場などに財政支援が行われてきた。種子は農業や食料生産の基盤であり、国民の共有財産である。種子を守るために国に責任を果たさせていくことが必要である。政府は種子の開発に民間参入を図ろうとして種子法改定案を国会に上程しようとしているが、政府はこの当時ではそうだった。いわゆる民間参入を許すというところで遺伝子組み換えで有名なM社など大手8社が世界の商品種子市場の7割を占めるなど種子シェアを強めており、日本の種子市場が多国籍企業

に支配される懸念もその当時指摘されていた。今回この種子法の復活こそ望まれるものの、今政府が進めている種苗法はその意味からの歯どめがきかない。種苗法は育成者、種を育てる者の特許権を保護するもので、種子法とは大きく違う。今国会への上程採択で解決できる問題ではないと考える。陳情の願意を組んで長野県の種子条例制定のような国の責任を明確にした法律こそ必要だと思う。願意を生かして意見書を上げることはあり得るかなと思う。

板橋委員

2陳情第2号 種苗法改定案の今国会への上程ないし今国会での採決を行わないよう求める意見書を国に提出すべきことに関する陳情について、採択の立場で討論する。

陳情者は遺伝子組み換え食品や在留農薬がもたらす健康被害とともに種苗法改定がもたらす問題点を詳しく述べておられる。まさに同感である。政府は種子の自家増殖いわゆる農家が種をとり翌年それを利用することの原則禁止を打ち出し、種苗法を改正すると言う。国連総会が採択した農民の権利宣言は、種子の自家増殖や販売、利用などは農民の権利と明確に定めている。自家増殖禁止は種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、ましてや食料自給率の低い日本においては、食料安全保障の観点からも逆行していると言える。今行うべきは種苗法の改定ではない。地域農業や農家、消費者の安全と権利を守り、安定した農作物食料を確保する観点から伝統的な農業や地域品種など多様な種苗を掘り起こし広げることこそ必要、そういう意味で採択の討論とする。

折戸委員

2陳情第2号 種苗法改定案の今国会への上程ないし今国会での採決を行わないよう求める意見書を国に提出すべきことに関する陳情に対して討論をする。

この種苗法は新種の育成者の権利を守る法律であるということはそのとおりだと思う。ただ、行政の責任や種の生産の義務などが規定されていないのが大きな問題だろうと私は思っているわけである。先ほども申したように人類が農耕を始めてからずっと続けてきた営為というかその仕方というのは、とれた種のいいものを選んで次の耕作のために保存して交換して

いくことを繰り返してやってきたのが常だと思っている。しかし、今はそういうことをしてはいけないという禁止法案がラテンアメリカ等のいろいろな国々に登場してきている。そういう中で、今人類が農耕開始以来ふやしてきた種がここ百年で急激に減っていて、9割がもう既に失われているという危機にあるというのが実態だと言われている。だから、現在農家が持っている種が使えなくなってしまうとさらに多様性が失われてしまう。そしてわずかに数社の遺伝子組み換え企業が世界の種市場の大部分を独占するようなことになった場合、そうした動きが世界で起きていることはやはり日本においても影響が出てくるはずである。世界の生態系社会を危機にしないために、私はやはり陳情者の言われるような意味でぜひ国に意見書を上げていくことをすべきであると考えている。

藤條委員

2陳情第2号 種苗法改定案の今国会への上程ないし今国会での採決を行わないよう求める意見書を国に提出すべきことに関する陳情について、新政会を代表し不採択とする。

種苗法改正案については、新たに開発された品種の知的財産権を守ることを目的としている。自家増殖も許諾が必要なのは登録品種のみであり、それ以外の品種については従来どおり自由に自家増殖が可能である。許諾性になることで農業者の事務負担がふえて生産コストの増大につながるのではないかという懸念もあるが、許諾は団体で取りまとめて受け付けることができるようになるので、現場での混乱はさほどではないと思う。これらにより、登録品種が海外に勝手に持ち出され生産されることを、法的罰則をもって防ぐことができる。陳情文中の遺伝子組み換え等の話は、種苗法改正案自体とは別の話であると捉えている。よって不採択とする。

松田委員長

ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が3名、不採択すべきものという意見が1名である。よってこれより2陳情第2号種苗法改定案の今国会への上程ないし今国会での採決を行わないよう求める意見書を国に提出すべきことに関する陳情を挙手により採決する。本件

は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手同数である。よって多摩市議会委員会条例第14条の規定により、委員長において本件に対する裁決をする。本件について委員長は不採択すべきものと裁決する。よって本件は不採択すべきものと決した。
暫時休憩する。

午前11時00分 休憩

午前11時02分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。
続いて日程第3、第26号議案 中小企業事業資金貸し付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。
これより市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、第26号議案 中小企業事業資金貸し付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げたいと思う。議案書では43ページ、新旧対照表の資料では55ページから58ページとなるのでよろしく願います。

本案については、市の制度融資の利便性の向上と支援の充実を図ることを目的として、今回の主な改正内容としては、借換え制度の見直しと東京都の制度融資との連携である。借換え制度については、同一金融機関での貸し付けを受けた直近4本までの既存融資を、新たに申し込みを行う融資で一本化できるようにし、利用者のニーズに合わせた制度とするものである。また、東京都等の制度融資との連携については、本市の小規模企業者支援資金と創業支援資金制度との連携を行うことによって、現在市が保証料の2分の1を補助しているが、これが東京都負担となり、あわせて利用者の事務手続の軽減を図るものである。これらに対応するため条例の一部改正をお願いするものである。詳細については宮崎経済観光課長からご説明申し上げます。

宮崎経済観光課長 それでは、改めて説明する。近年業種や事業展開の多様化によって資金の用途が拡大していることから、国や都において中小企業等の支援拡大

が図られている。多摩市においてもこれまで以上に利便性の向上と支援充実を図ることを目的として、借換え制度の見直しを行うとともに、都制度との連携を行うものである。

借換え制度については、現在複数の貸付金を受けている場合は直近の貸付金に限定して借換えの一本化を行っている。制度導入から1年半で見えてきた利用状況や傾向から、複数の貸付金を受けている場合は同一の金融機関で貸し付けを受けた直近の4本まで既存の融資について新たに申し込みを行う融資と一本化できるよう、利用者のニーズに合わせた制度に変更するものである。

また、東京都中小企業制度融資制度では、市区町村の融資制度と連携することで利用者の利便性向上や支援の拡充を図っている。多摩市の小規模企業者支援資金及び創業支援資金制度が東京都の融資条件に合うことから、令和2年度より東京都との融資制度連携を開始するものである。

都融資制度と連携することで、現在市が2分の1補助している保証料が、対象となる融資制度においては東京都の負担となり、事業者への保証料請求前に差し引かれることになる。小規模企業者支援資金利用者の保証料補助金申請手続の負担等が軽減されることになる。また、保証料補助金の市負担額の削減や事務軽減が見込まれるものである。

改正の内容である。1点目が、創業日の定義の変更である。こちらは創業日の定義を「登記簿上の会社の設立登記年月日又は創業をする日」とすることで明確化するものである。

2点目、「借換え」の定義変更。こちらについては、繰り返しになるが、現在は直近の1本だけの貸付金に限定して借換えを行っている。そちらを同一の金融機関で貸し付けを受けた直近の4本までの既存融資について新たに申し込みを行う融資と一本化できるというものである。

3点目、保証料の補助について。こちらは東京都と制度融資連携を行うということで、小規模企業者支援資金と創業支援資金、貸付期間が3年を超える場合についてはこれまで市で負担していた保証料補助の一部を東京都が負担するという条文を追加したものである。

あとは文言の整理である。

松田委員長　　これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

あらたに委員　　今東京都に移ったという話があったが、中小企業の方からすると手続は従来どおり市でやってもらえるのか、都の機関に行かなければいけないのかと、今回のこの制度の周知の仕方、中小企業の方たちにどのような形で知らせていくのかを聞きたい。

宮崎経済観光課長　手続に関することについて説明する。手続は、あっせんの申し込み自体は今までと同じ形で商工会議所から市のほうに受けるという流れは全く変わらない。さらに保証料の補助の部分については、今まで市に申請していたが、そちらはいわゆる天引き的な形で最初から保証料が半額になるような形で事業者に納めてもらうということで、事業者の申請の手続がなくなる形になる。周知の仕方については、商工会議所と連携して事業者に周知を図っていきたいと考えている。

安斉委員　　今の時点でもいいが、この制度を利用されている市内の中小業者の方たちの数がわかれば教えてほしい。

宮崎経済観光課長　平成30年度の数値でいくと、保証料の補助の件数で説明すると、中小企業事業資金の一般的なものが26件、小規模のものが53件、創業が14件という形になっている。融資の件数はきょう持っていないので、また改めてお伝えする。

安斉委員　　今度2分の1市が補助していたものを東京都が負担を肩がわりすることで、具体的な利用する方たちに対するメリットがもし見えてくるようだったら教えていただきたいと思う。

宮崎経済観光課長　現在のメリットとしては、その申請の手続が不要になるというところである。

しのづか委員　　今利用されている件数はお聞きしたが、具体的に平成30年度では多摩市は金額的にどのくらい補助をしているのか。

宮崎経済観光課長　今回の対象となる小規模企業者支援資金と創業支援資金であるが、小規模企業者支援資金が236万1,320円、創業支援資金が92万6,185円という形である。

鈴木市民経済部長　貸し付け実績の補足をさせていただければと思う。平成30年度決算

となるが、事業者の規模別ではなく資金需要別でお答えさせていただければと思うが、運転資金のほうで平成30年度は94件、貸付金額が6億6,880万円、設備資金のほうが25件、1億2010万円、創業支援資金が15件で6,300万円、合計で134件、8億5,190万円という貸付実績となっている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第26号議案 中小企業事業資金貸し付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第25号議案 多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、第25号議案 多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本条例については、令和元年10月1日に自動車取得税が廃止になったことに伴って、軽自動車税については「軽自動車税種別割」に名称が変更になったことに伴って一部改正をさせていただきたいということである。詳細については赤松課税課長からご説明申し上げます。

赤松課税課長 本条例については、先ほど市民経済部長からも説明があったが、正式には日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に

伴う地方税法の臨時特例に関する法律に基づき特例法というものがまず制定される。これについては、平成27年4月1日でまず施行させていただいた。一応改正の中身については、軽自動車税のところの文言が、先ほど市民経済部長からも説明があったが、昨年10月1日に自動車取得税がまず廃止になった。これに伴って通常今まで使っていた「軽自動車税」が「軽自動車税種別割」という形にまず名称が変わったことと、あともう一つは、環境性能割という形で軽自動車税が2つの名称に変わったという部分で、今回その文言を一部改正させていただいた内容である。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第25号議案 多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第20号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 第20号議案についてであるが、本条例については、多摩市において法定事務を含めて行政手続上で個人番号を利用する場合の事務を規定しているものであるが、現在の条文形式では国や東京都において関係法令等が改正されるために項目の追加や削除を行うための条例改正が必要となっている。制度改正から約4年が経過するが、これまでの条例改正については

こうした法令等の改正によるものがメインであり、また条例改正が行われるまでの間は庁内連携ができないことで庁内の事務手続や市民の利便性などへの影響も生じることがある。ついては、現在の形式を見直して一定の範囲を規則に委ねることで市民の利便性の向上や例規上の整理に迅速・的確に対応できるように改正したいと考えているものである。詳細については行政管理課長から説明をさせていただく。

小柳行政管理課長 概略についてご説明をさせていただくが、本条例には別表が第1から第4まで4種類あった。そのうちの別表の第2は、国が定めた法定事務のうち庁内連携する情報が表形式で掲載されていたものである。別表の第3は、東京都が定めた事務のうち庁内連携する項目を定めていた。この第2と第3を削除する形にして規則に委ねるという形をとらせていただいているものである。そうすることで、先ほど部長からお話しさせていただいたとおり、規則の改正によって市民の利便性向上等を速やかに図っていきたいところである。

一方で、これまでの別表第1と第4については、改めて別表という一つの形で整理させていただくものであるが、こちらについては本市の判断によりその番号利用または庁内連携するものについては別表という形で今後も記載させていただき、追加や削除についてはこれまでどおり条例改正の形で付議させていただきたいと思っているところである。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員 今度の条例制定であるが、「庁内連携」という言葉が何カ所も出てくるので、庁内連携の中でいわゆる個人を識別するための番号がマイナンバーだと思うが、あくまでもそういう庁内連携のことだけなのか、それとも他市との連携にも今回の一部改正は及ぶのか、そこを確かめたいと思う。

小柳行政管理課長 先ほど申し上げた別表第2・第3について、あと第4もそうであるが、庁内連携する項目を定めているところである。そちらを整理させていただく内容である。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

第20号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、第16号議案 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 本市が加入する東京都市町村職員退職手当組合から規約の変更について協議があったので提案するものである。内容については人事課長より説明する。

本多人事課長 それでは、東京都市町村職員退職手当組合理約の一部変更である。内容については、福生病院組合を福生病院企業団に改めるということである。現在福生病院組合については、福生市と羽村市と瑞穂町の2市1町で構成されているが、これまでの地方公営企業会計の一部適用から全部適用に改めることになり、この4月から名称を改正するというような内容である。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第16号議案 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸

君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第7、第17号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 本案については、東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更に伴って協議があったので提案するものである。内容については人事課長より説明する。

本多人事課長 それでは、東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の内容である。先ほどの規約改正と同じように、福生病院組合がここで全部適用の地方公営企業会計に移るということである。こちらについては、別表の中に構成団体が記載されているが、その中から削除という形になる。今後公平委員会に該当する案件については、地方公営企業法の中の労働委員会の仲裁が適用になるので、この組合から脱退するという形になる。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第17号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第8、第18号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等

組合規約の変更についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 本案については、東京都市町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について協議があったので提案するものである。内容については人事課長より説明する。

本多人事課長 それでは、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約の内容である。こちらについても、先ほどと同じように福生病院組合が地方公営企業法の全部適用になるので福生病院企業団に名称を改めるということであり、こちらの規約の別表第1及び別表第2の名称を改めるという内容である。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第18号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第9、第22号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 本案については、議会の議員の議員報酬について多摩市特別職報酬等審議会の答申に基づき条例の改定を行うものである。その経過については人事課長より説明する。

本多人事課長 それでは、内容の説明をする。議会の議員の報酬については、改定する場合は特別職報酬等審議会に諮問し答申を得ることになっている。本市に

においては平成30年度にこの審議会を開催して計4回の審議を経た。その中では、経済の情勢、あとはこれまでの一般職の給与の改定の状況、また他市の特別職ないしは議会議員の方の報酬の改定の状況などを勘案して0.5%相当額を増額改定するというような結論にした。改定の時期については、本来であれば速やかにということであるが、答申の中で実施時期についてはそれぞれの時期に考慮した形で実施してほしいという内容が盛り込まれていた関係で、令和2年4月1日からの改正ということで上程している。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

 これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員 先ほど本多人事課長の説明の中で、情勢を見て、一般職の給与を考慮して、議員の報酬の他市の議会の状況を見てということがあったと思うが、多摩市は三多摩地域の自治体の平均値だったような記憶があるが、その点を確認したいと思う。

本多人事課長 多摩市の議会の議員の報酬については、現在26市の中で13番目で中位に位置していると思う。ただ、他市の改定の時期を見ると、平成の1桁台に改定して以降、議員の報酬の改定をしていない自治体が11市ある。多摩市は最近2年に1回多摩市特別職報酬等審議会を開催してその時々々の状況を反映した改定をしているので、非常にきめ細やかに改定をしていると見ている。今回の改定では0.5%相当額の改定をするが、他市との比較では13番目で、順位は特に変わらない。

板橋委員 前回同じような報酬改定の提案がされたとき日本共産党としては反対したが、今回お話を聞いて、前回もそうなのだが、議員だけではなくほかの職種にも否決したことによって影響があったのだという話を聞いて、我々初めてそういったことを聞いたような気がしたが、そのことについてほかの職種への影響はあるのか。

渡邊総務部長 直接的な影響という形ではないと考えている。

板橋委員 こういったことがあったのでほかのところでも上げるのをちゅうちょしたのだというような話を聞いたような気がしたが、これは私の聞き間違いか。

本多人事課長 議員の方の報酬を見送ったことでほかの職に特に影響があったということとは、記憶としてはない。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

藤條委員 それでは、第22号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論をさせていただきます。

まず現在は会派の多数意見を代弁する者としてこの総務常任委員会にいますので、本議案については賛成の表明をする。しかしながら、これまで過去にも討論させていただいているとおり、個人としては特別職である議員報酬のアップについては身を切る改革を断行するという立場から賛同できるものではない。くしくも世の中は新型コロナウイルスの影響で中小零細企業や非正規雇用者の方、フリーランスや子どもを育てながら共働きで親御さん等、あすもわからぬ状況の中で大変な思いをされている。きのうも私、市民の方からメールをいただいた。仕事がなくなって当面の収入がゼロになったという窮状を訴えるメッセージだった。そのような時勢にあり、議員がみずからの報酬を上げることが果たして市民の目にどう映るだろうか。まずは苦しんでいる弱者の立場に立ち、平穏を取り戻すことに全力で当たらなければいけないときである。2年前、平成29年度この第1定例会において議員報酬の増額を否決した際には、パルテノン多摩の大規模改修問題に対してたしか一定のめどが立っていなかったということ、そして公共施設の見直し方針を進める上で市民サービスも今後削減されていく中で自分たちの報酬を上げるというのは市民に説明ができないという理由であった。足元のこの現状を鑑みれば、そのときよりもよっぽど市民理解を得るのが難しい状況であることは言うまでもない。世界がコロナショックで戦時中だと言わんばかりの窮状において、みずからの報酬増額を議決することは議会の品位を疑われかねないと認識するべきだと思う。本会議での本議案の採決においては、私は退席を予定しているので、この場にて私の見解を述べさせていただいた。

折戸委員

第22号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、否決の立場で討論する。

もともと議員というのは今の状況の中で報酬でいろいろな活動をする上においては、先ほどの26市中中位だというぐらいの位置で、地方自治体の仕事が非常に多い中で、私は、ある面でこれから地方自治体で議員をして具体的に市民のために仕事をするという点において適正な報酬は当然あるべきだと思い、ずっとそのことは私の主張としてあった。まして50代の半ばに差しかかっている男性、もちろん家族を養っていかうとしている人たちに対しては教育費やさまざまな問題がかかっている、なお4年に一遍選挙があるという点においては、これはやはりほかの企業の仕事をしている職種とは全然違うのだということを誇りに持ちながら、適正な報酬であり、胸を張ってもらっていいと思っていた。ただ、今回の新型コロナウイルス感染症の世界的な状況を見て、また日本の中においても、職を失ったり、あるいはフリーランスの人たちも非常に厳しい状況に置かれているという社会状況の中において、これはやはり同じように皆さんと痛みをきちんと分かち合うことが大事なときであり、一方的に今までの答申を受けたからそのまま上げていくような社会状況ではないだろうと考えており、今回の議員報酬増額は控えるべきだという考えで、今回は否決という立場である。

安斉委員

第22号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決の立場から意見を述べる。

改定額が2,900円から2,500円アップするという条例改正である。多摩市の議員報酬は先ほどお話があったように26市中13番目の平均値だったと捉えている。特にこれから若い方たちが議会に入りその職務を続けるためにも、私はこうした報酬のアップも必要だと考え、今回は可決とする。

松田委員長

ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が2名、否

決すべきものという意見が1名である。よって、これより第22号議案
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするこ
とに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第10、第23号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等
に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 本案については、常勤特別職の職員の給与について多摩市特別職報酬等
審議会の答申に基づき条例の改定を行うものである。内容については人事
課長から説明する。

本多人事課長 先ほどと同じように多摩市特別職報酬等審議会を開催し、そこから答申
をいただいている常勤特別職の報酬額については、月額報酬を3,500円
から4,800円の範囲で改定するような内容の答申をいただいている。実
施時期については、先ほどと同じようにタイミングを見てというような答
申をいただいている。その関係から、令和2年4月1日から改定後の報酬
額を適用したいと考えている。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終わる。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

藤條委員 第23号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について討論させていただく。

こちら第22号議案と同じく会派意見を代弁し議案に賛成するが、個
人としては反対である。人事委員会勧告に基づき多摩市特別職報酬等審議
会を経るなど一定のルール・手続にのっとって行われてものであることは
承知しているが、それを金科玉条のごとく掲げているだけでは、今の市民
の理解が得られないのではないかと思う。何度も言うようであるが、税金

で食べさせていただいている私たちは、市民の皆さんの暮らし向きを少しでも豊かにして、その成果として報酬も上がる。今は市民に寄り添い、痛みを分かち合うときだと思う。市の行政面に携わる管理職や私たち議員は率先垂範しなければならない。繰り返しになるが、本会議においては本議案の採決で私は退席させていただきたいと思う。

折戸委員 第23号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、否決の立場で討論する。

前の議員報酬の件でも述べたとおり、私は、手続的にはこういう形で報酬を上げていこうということで上程されていたわけであるが、社会情勢があまりにも急変している状況をやはり直視しなければいけないと思う。だから、常勤特別職の職員の皆さんも同じように非常に苦しんでいる市民の皆様に対して、コロナウイルスの方向がある程度見通しがつき、経済状況が明るくなってきたときに堂々と改正していくほうが、私は理にかなっているだろうと思っている。そういうことに鑑みて、今回の条例に対しては否決の立場での討論とする。

松田委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名、否決すべきものという意見が1名である。よってこれより第23号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第11、第24号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 本案については、令和元年の第3回定例会においてご承認いただいた多

摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例について、一部の職の報酬額の改定等を行うものであるのによりしく願います。内容については人事課長より説明する。

本多人事課長　こちらの条例については、大きく4点改正をしている。まず1つが、条例の第5条の第2項である。これまで改正前は、第2項については1日当たり7時間30分を超えない範囲で勤務を要するというような条文になっていた。今回ここに付け加える内容としては、ただし書きとして職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員についてはこの限りでないという条文をつけ加えさせていただいている。この理由としては、庁舎管理の職について会計年度任用職員の職に加えるということであり、1日の勤務時間が7時間30分を超えるので、この内容に適応した条文に改める形にしたいと考えている。それが1点である。

もう一つが、別表のところであり、第21条の条文を引用している部分があるが、こちらは既に内容が改まっており、引用する必要性がなくなったということで削除している。

3点目、4点目は、職についての時給単価の改正である。一つが教育活動指導員Bという職である。現在のピアティーチャーのことであるが、こちらについては現行1,020円という単価設定をしているが、最低賃金の改定、また労務報酬下限額が改正されたということで現在労務報酬下限額は1,046円である。これを下回っている状態であるので1,050円に改正するというのが1点である。

それともう一つ、スクールサポートスタッフについては、こちらも現行1,020円というような単価になっている。こちらについては東京都の補助が入るということであり、昨年の暮れにこちらのスクールサポートスタッフの単価の見直しをするというような通知文が来ており、こちらも金額を1,050円に改正するということである。改正内容については以上である。

松田委員長　これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終わる。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第24号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第12、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件については別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午前11時47分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

総務常任委員長 松田 だいすけ